

## 【名取市税よもやまばなし・第33回】

今回は、【年金特別徴収】  
のお話です。

タックス君： 今日祖母から聞かれたんだけど、届いた納税通知書を確認したら、給与と年金のそれぞれから住民税が引かれていたんだって。これってどうして分かる？

税子ちゃん： その方はどんな収入をもらっているの？

タックス君： 給与収入と公的年金収入の二種類もらっているよ。

税子ちゃん： 年齢は何歳？

タックス君： 65歳だけど、どうして？

税子ちゃん： 実は、4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者は、公的年金からも住民税が引かれるようになるのよ。

タックス君： そうなんだ。でも、給与からも住民税が引かれているから二重課税じゃないの？

税子ちゃん： 公的年金から引けるのは、公的年金の収入にかかる住民税だけだから、給与収入にかかる住民税は公的年金からは引けないのよ。

タックス君： じゃあ、給与収入にかかる住民税が給与から引かれているんだね。二重課税じゃないことを教えてあげなくちゃ！

公的年金からの特別徴収については、名取市ホームページでもお知らせしております  
[公的年金からの市・県民税の特別徴収が始まっています - 名取市公式ホームページ\(税務課\)](https://www.city.natori.miyagi.jp/uploaded/attachment/4872.docx)

<https://www.city.natori.miyagi.jp/uploaded/attachment/4872.docx>

問 名取市総務部税務課市民税係  
電話 022-724-7114